

群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する条例

令和2年3月25日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに会計年度任用職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例の定めるもののほか、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名（署名）